

第4節 救助・救急体制の整備

1 搜索・救難体制の整備

航空機の遭難，行方不明等に際して，迅速かつ的確な搜索・救難活動を行うため，東京空港事務所に設置されている救難調整本部と搜索・救難に係る関係機関との合同訓練を実施した。

2 消防体制及び救急医療体制の整備

地方公共団体が管理する空港の消防・救急体制については，空港管理者による消防施設の整備を始め，所要の措置を講ずるよう指導した。

国土交通省は，空港消防力の充実強化を図るため，釧路，八尾，広島，長崎，宮崎空港に化学消防車を新規配備するとともに，東京国際空港に空港用

給水車の性能向上を図って更新配備した。

さらに，「空港防災教育訓練センター」においては，空港消防職員に対する専門的かつ総合的な訓練を実施するとともに，消火戦術等の研究等を推進した。

空港における救急医療体制については，新千歳空港の救急医療資器材搬送車について更新配備を行うとともに，年次計画に従い，救急医療に必要な医療資器材の配備等を進め，救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるように関係医療機関との連携の強化を推進した。

また，早期に応急手当を実施するため，空港職員の応急手当講習の受講を推進した。

第5節 防衛庁における航空交通安全施策

防衛庁は，航空交通の安全を確保するため，航空法の規定の一部が適用を除外されている自衛隊が使用する航空機，自衛隊の航空機に乗り組んで運航に従事する者，自衛隊が設置する飛行場等について基準を定めるなど必要な措置を講じている。

また，自衛隊において航空事故が発生した場合には，専門的な事故調査委員会等において徹底的な原因究明を行った後，調査結果を踏まえ所要の再発防止対策を実施している。

なお，事故防止策の強化の観点から，飛行隊長等に対する補職前の安全教育の充実やメンタルヘルス施策を始めとする各種施策にも取り組んでいる。

1 航空機の運航・整備

自衛隊が使用する航空機の運航に関しては，異常接近防止，燃料の携行量，航空機の灯火等に関する事項を訓令等によって規定して，航空従事者にこれを遵守，励行させているほか，安全意識の高揚と飛行安全に関する知識の向上に資するため，飛行安全

に関する教育の実施及び資料の配布，安全監察の実施等を通じて航空交通の安全の確保に努めている。特に，異常接近を防止するため，訓練／試験空域において訓練飛行等を実施するに当たっては，航空警戒管制部隊が監視管制用スコープを使用して，監視及び助言を行っている。

また，限られた空域を安全かつ有効に利用するため，百里沖，九州西方，九州北方，北海道上空，三沢東方，三陸沖，硫黄島，小松沖，石見上空及び遠州灘沖訓練／試験空域においては，時間差を利用して訓練／試験空域と航空路等の空域の分離を図る，いわゆる時間分離方式による運用を実施しているが，それらの運用に当たっては，レーダー及び自動化された航空情報処理システムの活用，空域調整官の配置等により，航空交通の安全の確保に万全を期している。

防衛庁における航空機の整備は，技能証明を有する整備士が所定の整備基準を厳格に遵守して行っており，また，随時，安全監察及び品質管理調査を実

メンタルヘルス

心の健康又は心の健康を保つこと

施して万全を期している。

2 航空従事者

自衛隊が使用する航空機を運航する場合には、自衛隊の航空機に乗り組んで運航に従事することができる航空従事者技能証明（以下、「技能証明」という。）と計器飛行証明を受けた者を乗り組ませている。技能証明は11種類に区分されており、技能に応じて乗り組むことができる航空機の種類、等級及び型式を限定している。また、計器飛行証明も技能に応じて2種類に分けている。

これらの技能証明及び計器飛行証明を行う場合には、学校及び部隊における所定の教育を修了していることを要件としており、また、技能証明及び計器飛行証明を付与した後においても、常時、教育訓練を実施し、航空従事者の技能の向上を図っているほか、航空関係の規定に違反する行為があった場合、身体的適性に疑いが生じた場合等には、証明の取消しや効力の停止等の措置を講じ、技能水準の保持及び航空事故の防止に努めている。

また、自衛隊の使用する航空機に乗り組んで運航に従事する者の教育訓練の充実を図るため、フライ

トシミュレーターの整備等を進めている。

3 飛行場及び航空保安施設等

自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設等については、航空法に準拠して設置及び管理に関する基準を訓令で定めている。

また、明野飛行場及び三沢飛行場のレーダー管制装置の換装等飛行安全上の措置を講じている。

4 飛行点検の実施

飛行の安全を維持し、効率的な航空交通管制を行うためには、航空保安無線施設等が航空交通の実情に適合しており、かつ、常に正しく機能していることが必要である。このため、防衛庁が管理している航空保安無線施設等について飛行点検機を使用し、実際の飛行状態に即して航空保安無線施設等の機能状態を点検し、その結果を評価・判定している。

5 救助救難体制

航空機の搜索救難のために、主要飛行場に救難搜索機（MU 2，U 125A）、救難ヘリコプター（V 107A，UH 60J）等を配備している。

第6節 科学技術の振興等

1 航空交通の安全に関する研究開発の推進

(1) 文部科学省関係の研究

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の研究では、航空機の運航安全性に関する研究として、「次世代の運航方式に関する研究」、「レーザー風速計の研究」、「日常運航再生ツールの開発」、「先進的CRM訓練手法に関する研究」等、また、構造安全性に関する研究として「客室構造の安全性評価に関する試験研究」、「機体構造の健全性評価手法の開発」及び「複合材の検査・修復技術に関する調査」等を推進した。

また、国土交通省航空・鉄道事故調査委員会からの依頼に基づき、調査研究を行い、航空事故等の事故原因の究明に協力した。

(2) 国土交通省関係の研究

ア 国土技術政策総合研究所の研究

航空機の離着陸時の安全性向上を目的としての滑走路等空港土木施設的设计及び施工並びに空港舗装の補修に関する研究を行った。

イ 気象庁気象研究所等の研究

気象情報等の精度向上を図り、航空交通の安全に寄与するため、気象研究所を中心に気象に関する基礎的及び応用的研究を行った。これらの研究のうち、主なものは以下のとおりである。

(ア) シビア現象の危険度診断技術に関する研究

雷雨から生じる極めて局地的な豪雨、ダウンバースト、竜巻、落雷などに代表される激しい現象が発生・発達する危険度診断技術の開発に関する研究を行った。